

## 地方創生と地方分権改革

学習院大学 法科大学院 教授 大橋 洋一氏

### ■はじめに

第1次分権改革と第2次分権改革においては、国と都道府県・市町村との間に距離・空間をつくることにより、独立の主体としての都道府県なり市町村が確立され、機関委任事務等の従属型の仕組みの廃止、国と地方の関係の対等化、国との係争を可能とする国地方係争処理委員会の創設等がなされた。



### ■新たな分権改革手法「提案募集方式」の導入

第1次・2次分権改革ののち、2014年度から分権改革の新たな手法として「提案募集方式」が導入された。

提案募集方式の提案対象は、地方自治体で日々の運営にあたり支障となっている事務・事業、その仕組みに関するもの全般であり、提案主体は都道府県・市区町村のほか、一部事務組合や広域連合、地方6団体等広範囲に及ぶ。

提案期限は、例年6月上旬となっており、提案がなされると、内閣府が中心となって関係省庁との折衝が行われるが、影響の大きな事案や調整が困難な事案については、重点事項として、提案募集検討専門部会で審査・審議がなされる。

同部会では、行政法・行政学の研究者が構成員となって、8月上旬に第1次、10月中旬に第2次の関係省庁の幹部に対するヒアリングを実施する。

こうした折衝を経て実現した提案は、12月中旬から下旬に閣議決定がなされたのち、一括法案という形で通常国会に提出され、法改正がなされる。

### ■提案募集方式の背景にある構造的課題

わが国においては、社会福祉を中心に、全国一律に資格・施設・人員配置等について従うべき基準を規定するなど、国の基準行政が非常に詳細かつ強力であり、国の基準行政と自治体運営の柔軟性の確保をいかにして図るかが重要な課題となっている。

また、近年、行政機関以外の多様な主体が参画する「協議会方式」が多用されているが、全員一致を原則とするなど、硬直的運用となっているため、ある程度、実験施策が必要であり、それを可能とする法制度上の措置が必要となっている。

### ■提案募集方式の特徴

提案募集方式で提案される事案は、少子・高

齢化、人口減少、過疎エリアの地域交通・公共基盤の老朽化、地方創生・まちづくり、土地利用など多様であるが、ここ数年急増しているのは、子供・子育て関係の案件や、過疎エリアの自動車運送事業者の貨客混載に関するものである。提案募集をみれば、地方の行政課題が見えてくる。

提案募集方式は実現率が高く、2017年度の実現率は、89.9%となっている。その要因としては、折衝にあたる内閣府の精力的な取り組み、透明な交渉過程、最終的に大臣折衝が用意されていることなどが考えられる。

因みに、行政不服審査における取り消し率は17.5%、行政訴訟における請求容認率は8.9%である。

提案募集方式は実現スタイルが柔軟で、その実現態様は、法律・政省令・規則の改正、新規通達の発出、運用の改善など、解決策は多岐にわたっている。

また、提案方式には、共同提案方式や手挙げ方式といった手法もある。

### ■地方分権改革の推進に向けた今後の方向性

提案募集方式に積極的に取り組んでいる自治体の特徴を分析すると、

- ①首長が地方分権改革・提案募集方式を住民サービス向上と行政改革の現実手段ととらえ、組織として積極的に取り組むなど指導性を発揮している
- ②提案活動を通じ、職員の意識改革・人材育成の仕組みが機能している
- ③関係者の情報共有・連携の仕組みが機能している

の3つに集約することができる。

### ■提案募集方式の課題

提案募集方式をより有効に活用して、地方分権改革を推進していくためには、

- ①地域社会の自立性を高める改革の観点から、市民に実感できる分権改革を推進していく仕組みとすること
- ②国による基準行政を改革する観点から、自治体が自治体基準に係る説明責任を果たすこと
- ③住民自治と社会連帯の観点から、ITの活用による地方行政のデジタル化、相互支援のネットワークの仕組みの、より一層の活用を図ることが必要である。(担当：金子、本末)